

令和4年度茨城県就労移行支援技術向上研修

STEP1：基礎研修

## 5 地域の就労支援機関と役割の紹介

### 地域の関係機関における自らの役割の理解

かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり  
主任就業支援担当 荒井俊光

## **講義 60分**

地域の就労支援機関と役割の紹介、地域の関係機関における自らの役割の理解

10min

就労支援員の役割について

10min

就労就業支援の社会資源

20min

事例から考える連携の取り方

10min

実際の連携についての動画

10min

まとめ

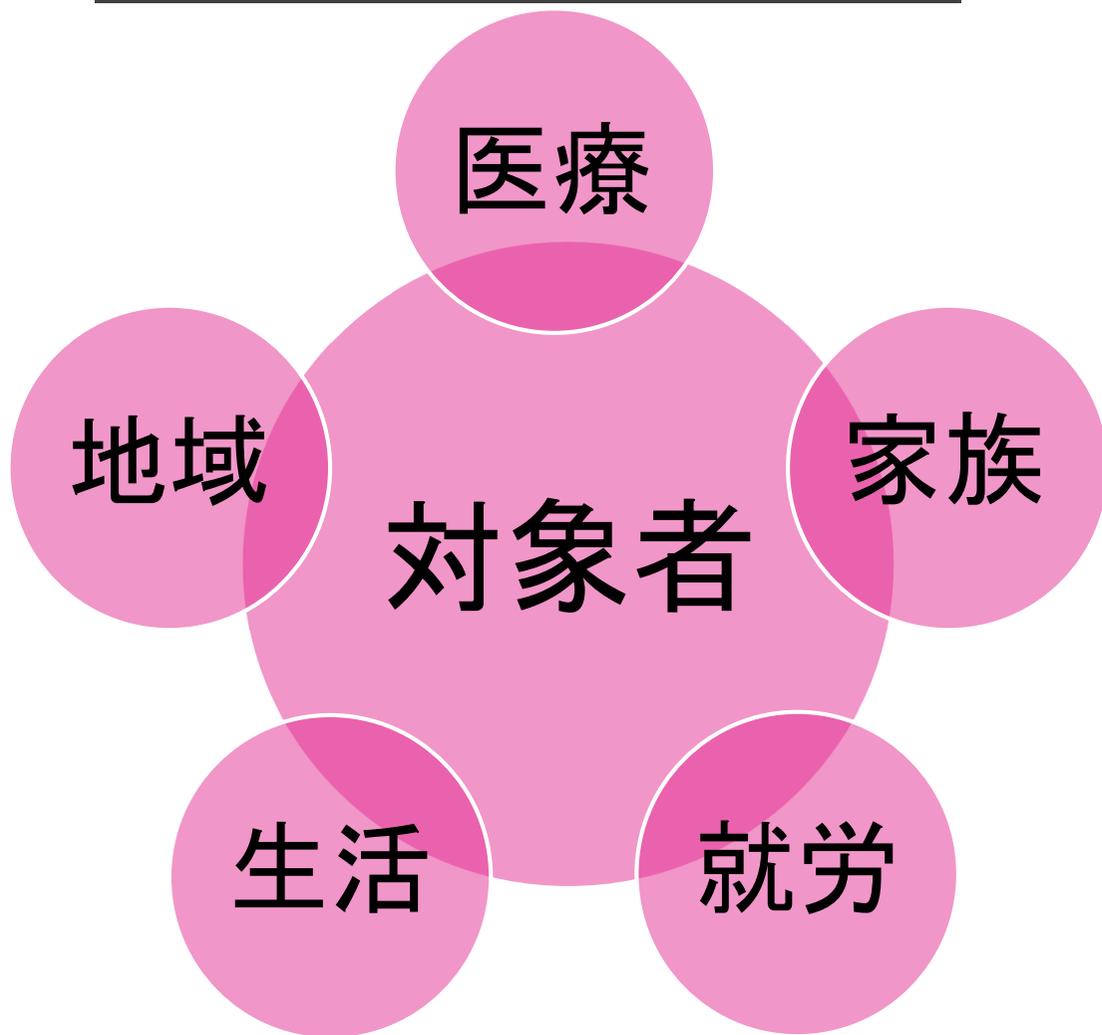


## ①就労支援員の役割について

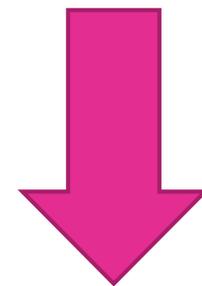
- ・ 職場開拓
- ・ 雇用前実習調整・マッチング
- ・ 一般就職に係る支援  
(履歴書・職務経歴書の作成・面接練習・面接同行等)
- ・ 公共職業安定書  
(ハローワーク) や関係機関との連携・調整等
- ・ 職場定着支援



## 就労就業支援の社会資源



社会資源を結びつける  
ハブとしての機能が求められる



地域の社会資源の機能を  
理解することから始まる

# 就労就業支援の社会資源

## 就労

- ・地域障害者職業センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・公共職業安定所
- ・就労定着支援
- ・障害者職業能力開発校
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A.B型 etc

## 地域

- ・社会福祉協議会
- ・地域包括センター
- ・保健福祉センター
- ・精神保健福祉センター
- ・基幹型相談支援センター
- ・相談支援事業所 etc

## 医療

- ・精神科病院
- ・精神科クリニック
- ・訪問看護ステーション etc

## 生活

- ・グループホーム
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・障害者入所施設 etc

## 家族

- ・近隣住民
- ・民生委員
- ・家族教室 etc

## 就労就業支援の社会資源

### 公共職業安定所（ハローワーク）

民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う、国（厚生労働省）の機関です。

職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

- ・ 障害者関連窓口
- ・ 障害のある求職者向け支援
- ・ 事業主向け支援

# 公共職業安定所との実際の連携の取り方

## 障害のある求職者向け支援

- ・専門の担当者がサポート
- ・障害のある方向けの窓口で専門の相談員を配置しており、専門性をいかして就職から職場定着まで一貫した支援を行います。
- ・就職に向けて履歴書の書き方支援や模擬面接など障害の特性に合わせた支援を行います。
- ・ハローワークが連携する支援機関と協力して働く前に企業での実習を受けることも出来ます。また、求職条件に合う様な求人を事業主にお問い合わせして出してもらうなどマッチングを意識したサポートも行います。
- ・地域の障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなど支援機関と連携しながら就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

## 事業主向け支援

- ・地域の関係機関と連携し、企業ごとのニーズに合わせて準備段階から採用後の定着支援まで行います。
- ・障害者雇用に関して事業主向けに障害者雇用に関する説明会を行っています。
- ・地域の障害者職業センターと連携し、職務の選定や配置部署の検討も行います。
- ・求人受理の際には応募しやすい求人作成のアドバイスから条件に合った求職者を探す支援も行います。
- ・労働局やハローワークが主体となり、事業主と求職者が一堂に会する就職面接会を行います。

## 就労就業支援の社会資源

### 地域障害者職業センター

地域の職業リハビリテーションの中核として公共職業安定所と連携して職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業、職業準備支援事業、OA講習等を行うとともに、事業主に対して雇用管理等の助言を行ったり「特別支援学校」「障害者就業・生活支援センター」などと連携した業務を行っています。

# 地域障害者職業センターとの実際の連携の取り方①

・地域障害者職業センターは、地域の職業リハビリテーションの中核として公共職業安定所と連携して職業評価、職業指導、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業、職業準備支援事業、OA講習等を行うとともに、事業主に対して雇用管理等の助言を行ったり「特別支援学校」「障害者就業・生活支援センター」などと連携した業務を行っています。

## 職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定します。

## 職業準備支援

ハローワークにおける職業紹介、ジョブコーチ支援等の就職に向かう次の段階に着実に移行させるため、センター内での作業体験、職業準備講習、社会生活技能訓練を通じて、基本的な労働習慣の体得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を支援します。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ支援）支援事業

障害者の円滑な就職及び職場適応を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します。

## 地域障害者職業センターとの実際の連携の取り方②

### 精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主に対して、主治医等の医療関係者との連携の下、精神障害者の新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続のための様々な支援ニーズに対して、専門的・総合的な支援を実施します。

### 事業主に対する相談・援助

障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、事業主支援計画を作成し、雇用管理に関する専門的な助言、援助を実施します。

### 地域における職業リハビリテーションのネットワークの醸成

障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター等からの依頼に応じ、職業評価等をはじめとする技術的、専門的事項についての援助を実施します。  
また、医療、保健、福祉、教育分野の関係機関に対し、職業リハビリテーション推進フォーラム等を通じて、職業リハビリテーションに関する共通認識を醸成し、地域における就労支援のネットワークを形成します。

### 地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等の実施

障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助を行うほか、関係機関の職員等の知識・技術等の向上に資するため、マニュアルの作成及び実務研修等を実施します。

## 就労就業支援の社会資源

### 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で、雇用・福祉・教育等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら就業や日常生活、社会生活上の支援を一体的に支援します。

# 支援開始からの一連の流れ



当センター支援対象者であるか判断し、対象外であれば対象機関へ、対象であれば当センターの説明をした上、ご本人様の意思の元登録して頂きます。

インテーク



非構造化面接にて登録者様の情報を聞き、問題を表面化し理解します。

アセスメント



アセスメントで表面化した問題に対し、今後の支援計画を作成します。

プランニング



登録者に対しては支援計画の元、定着訪問や電話での近況確認等の支援が開始されます。加えて事業所側に対しては、雇用管理に関する助言と相談を行います。

インターベ  
ション



個別支援計画の進捗状況を6か月に1回程度確認し、支援計画の更新を行います。

モニタリング



最終的に問題が無く長期的に働けている場合、事業所と本人のみで継続的に働き続けていけるよう、我々は徐々に支援を終了していきます。

ターミネ  
ション

# 障害者就業・生活支援センターとの実際の連携の取り方

## 「就業支援」

就業支援担当者が2～7名配置さて、障害者に対する就業面での支援を行っています。  
就業面の支援は主に就業に関する相談支援と障害者の障害特性を踏まえた雇用管理について事業主にアドバイス等を行います。

## 就職に向けた準備支援

職業準備訓練や職場実習の斡旋を行います。就職準備訓練では履歴書の書き方や面接試験の練習、基本的な挨拶の仕方や企業（事業所）で求められるビジネスマナーなど、就職するために必要な知識やスキルを身につける講習や訓練が行われます。

## 職場の斡旋

職場実習では、実際に3日～2週間程度、企業（事業所）で体験的に働いて社会人として必要な挨拶やマナーを学ぶとともに、職場で就業するのにあたり求められる知識やスキルを学びます。働くことを体験することで、働くことへのイメージづくりができ、障害者雇用を予定する企業も障害者の働く方の確認ができます。

## 職場定着支援

就職した後も企業に就業支援担当者が定期的に訪問して、職場での状況や雰囲気把握して定着できるように継続して支援を行います。仕事で困っていることや悩みごとなどがあれば、相談も受けます。

## 事業主に対する雇用管理のアドバイス

障害者が働きやすい環境を整えるように、職業能力や障害特性とそれらを踏まえた雇用管理に関する情報を伝えてアドバイスをします。また、職場や仕事に適応できなかった場合の対応について相談も受け付けます。

# 障害者就業・生活支援センターとの実際の連携の取り方

## 「生活支援」

生活支援担当者が1名配置されていて、障害のある人が仕事をしながら安心して生活を送れるように規則正しい生活を身に付けたり、毎日働ける体力をつけるなど、日常生活の自己管理や健康維持に関するアドバイスを行い、時には通院同行時も行います。

自己管理に関するアドバイスは、具体的に「外出するのが不安で仕事を探すことができない」とか「服用しなければならない薬の管理ができない」、「朝起きることができない」などがあります。また、お金の管理の他、年金の申請や福祉サービスの利用など長期的な生活設計に関するアドバイスを行います。

## 関係機関との連絡調整

地域のハローワークや自治体、特別支援学校、地域障害者職業センターなどの関係機関と連携して、障害のある人の就業支援と生活支援の一体的な支援を行います。各機関との連絡調整の内容は、ハローワークでの求職活動支援、地域障害者職業センターでは専門的支援の依頼、特別支援学校や職業能力開発施設との連携もあります。

## 就労就業支援の社会資源

### 障害者職業能力開発校

身体障害者・知的障害者・精神障害者等に対して、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための公共職業能力開発施設です。  
職業能力開発促進法に基づき国及び都道府県が設置しています。

## 就労就業支援の社会資源

### 就労移行支援事業所

障害者総合支援法に基づき2年で就職を目指します。

## 就労移行支援事業所との実際の連携の取り方

通常の事業所に雇用される事が可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練②求職活動に関する支援③その適性に応じた職場の開拓④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行っています。

(標準利用期間2年) 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。

## 就労就業支援の社会資源

### 就労継続支援A型事業所

障害者総合支援法に基づき雇用契約を結び働くため、労働法規が適応されます。

### 就労継続支援A型事業所との実際の連携の取り方

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機関の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

## 就労就業支援の社会資源

### 就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づき雇用契約を結ばないで働くため、労働法規が適応されません。

### 就労継続支援B型事業所との実際の連携の取り方

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

## 就労就業支援の社会資源

### 就労定着支援事業

障害者総合支援法に基づき・就労移行支援事業・就労継続支援事業・生活介護・自立訓練から一般枠で就職をした方に対して3年間支援を行います。

### 就労定着支援事業所との実際の連携の取り方

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、事業所に雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6ヶ月を経過した者に対して、就労の継続を図るために障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

(利用期間3年)

## 事例から考える連携の取り方

下記の事例に対し今まで出た社会資源を含め、どのような機関の機能と連携を取れるか可能な限り次のページの整理シートに記入してみてください。

### 事例1



精神保健福祉手帳2級 48歳

職歴：最長勤続年数2年

年金：障害基礎年金2級

家庭：父母離婚 父音信不通 兄弟無し 母と持ち家にて同居 2年前より母は認知症気味。

配偶者：無し

Aさんは就労移支援行事業所に通い始め2年が経過し作業に打ち込むものの、就職が近づくにつれて自分に本当に向いている作業がいまいちわからない、就職に対して不安が募り尻込みをするようになってしまいました。

そしてこの不安から来るストレスのはけ口を買い物に充ててしまい、気付いた時には本人曰く工賃だけでは2か月先には食事も出来ないという状況になってしまう。

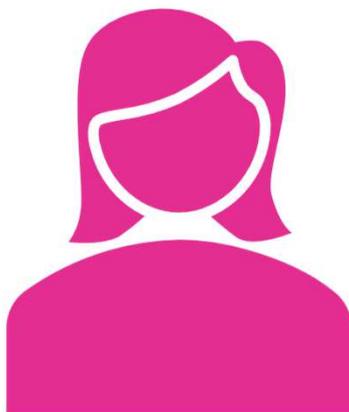
連携機関名

連携内容

## 事例から考える連携の取り方

下記の事例に対し今まで出た社会資源を含め、どのような機関の機能と連携を取れるか可能な限り次のページの整理シートに記入してみてください。

### 事例2



療育手帳C 20歳  
職歴：無し  
家庭：父母姉弟と同居

特別支援学校卒業後、就労移行事業所を利用し、今年度2年が経ち就職する段階で、一般就職に対し不安感を持ち就職活動に立ち止まっている段階。

不安感の具体的な内容は、初めての一般就職に対しての漠然とした不安、移行支援事業所の仲間と指導員と離れ、就職した後支援員がいない中で仕事をやっていけるのかという不安が大きく上げられます。

連携機関名	連携内容

## 社会資源との実際の連携事例 まとめ

普通学校

なかぽつ

就労移行事業所

障害者の就職に関する相談  
(在学中)  
障害認知  
障害者手帳取得  
(卒業後)  
障害者雇用の説明  
就労移行支援事業所の説明

在学中の生徒に対しての  
ニーズ  
障害者手帳の取得  
障害認知  
障害者雇用の説明  
就労移行支援事業所の説明

実習先としての単位認定  
夏休み中の見学・体験実習  
障害認知・障害者手帳取得

卒業後の訓練  
↓  
職場実習  
↓  
障害者雇用での就職